

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13561

研究課題名（和文）民法・商法の研究基盤融合による立法沿革の解明

研究課題名（英文）Elucidating the legislative history of the Civil Code and Commercial Code by developing the platform

研究代表者

佐野 智也（SANO, Tomoya）

名古屋大学・法学研究科・特任講師

研究者番号：30419428

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：明治民法、明治商法、旧民法（ボワソナード民法）、旧商法（ロエスレル商法）、の四者すべてを関連付けて横断的に検討するための情報基盤を構築した。これまであまり知られていなかった旧商法の各起草段階の条文案、明治商法の起草の際に参照された外国立法例、各法典の立法理由書、大量の議事録、これらすべてをテキストデータ化し、時系列で条文の変遷とともに閲覧できるようにした。また、参照立法例を網羅的に比較し、内容の類似性の定量的な評価をおこなった。参照している立法例が多いため、類似度の数値を単純に並べるだけでは、全体の様子を把握することは難しい。そこで、類似性に基づく関係を可視化して示す方法を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

旧民法・明治民法に比較し、旧商法・明治商法については、立法資料が整備されておらず、編纂プロセスの詳細がほとんどといってよいほど知られていなかった。デジタル化によってこのような顕著な差を一気に埋め、民法と商法を横断的に接続し、有機的に連携させて、種々の規定の成立プロセスの比較や解明をおこなうための環境を構築した。これにより、非専門家を含む多くの人々が、立法沿革を容易に調査できるようになった。外国法との比較をするための定量的な評価方法の一つとして、文字列の類似度を使う方法を検証し、類似度を可視化して示す方法を提案した。このような示し方は、これまでなかった新しい方法である。

研究成果の概要（英文）：This research has constructed an information platform for a cross-sectional study of the Meiji Civil Code, Meiji Commercial Code, Old Civil Code (Boissonade Civil Code), and Old Commercial Code (Roesler Commercial Code). This system provides access to the previously little-known drafts of the Old Commercial Code at each drafting stage, the legislative reference of the Meiji Commercial Code, the legislative reasons for each code, and a large volume of proceedings in chronological order.

This study quantitatively evaluated the similarities in the content through an exhaustive comparison of the referenced legislative examples. However, it is difficult to grasp the overall picture by simply arranging numerical values of similarity. Therefore, this study examined ways to visualize and show relationships based on similarity.

研究分野：法情報学

キーワード：データベース 法制史 ロエスレル 外国立法例

1. 研究開始当初の背景

民法の各規定について、旧民法（ボワソナード民法）まで遡る研究は数多くある。また、商法についても、田中誠二ほか『コンメンタル商行為法』（勁草書房、1973）など、旧商法（ロエスレル商法）まで遡って、各規定の沿革が説明されているものもある。

しかし、明治民法、明治商法、旧民法（ボワソナード民法）、旧商法（ロエスレル商法）の四者すべてを関連付けて横断的に検討した研究は、管見の限り存在しない。遡れば、明治23年、ボワソナード民法とロエスレル商法の規定の間に重複や抵触があったことが、法典論争の発端となり、どちらも施行延期となった。これを受けて、明治民法の具体的な条文を審議する前の予決議案として、「商法中賣買ノ總則ハ之ヲ民法ニ譲ルコト」、「商法中消費貸借及ヒ寄託ニ關スル規定ハ之ヲ民法ニ譲ルコト」など、民法と商法の規定事項の調整が図られた。しかし、旧商法がいかなる沿革を持つ規定であるのか、そして、明治民法がそれをどのように取り込んだのかという点については、ほとんど検討されていない。

明治商法の起草の際には、旧商法が参照されており、旧商法1064箇条のうち547箇条を参照している。他方、明治民法も旧商法のうち207箇条を参照している。このうち、旧商法中の115箇条については、明治民法と明治商法のどちらからも参照されている。外国法の参照について見ても、例えばドイツ商法中の33箇条は、明治民法と明治商法のどちらからも参照されている。そもそも、明治民法と同様に、明治商法やロエスレル商法も比較法の産物であることは、ほとんど知られていない。そのため、これらの規定間の関係については、これまで全く検討されてこなかった。

2. 研究の目的

旧民法・明治民法に比較し、旧商法・明治商法については、立法資料が整備されておらず、編纂プロセスの詳細がほとんどといってよいほど知られていない。このことが、新旧の民商法をすべて関連付けて検討されてこなかった一因になっていると考えられる。そこで、デジタル化によってこのような顕著な差を一気に埋め、民法と商法を横断的に接続し、有機的に連携させて、種々の規定の成立プロセスの比較や解明をおこなうことが本研究の目的である。

本研究は、民法と商法が、立法沿革からも実データからも密接に関連していることに着目し、その関係性を解明しながら、個々の規定の成立過程を分析することを目的とする。これにより、民法と商法を総合的に捉える視点を提示することに繋がると考えられる。

3. 研究の方法

(1) 明治商法および旧商法・ロエスレル草案について、立法過程での条文の文言の変遷を明らかにする。明治商法では、最初の原案から公布に至るまで、合計5回の審議を経ており、その都度、条文の追加・削除のため条文番号が変化し、内容を追跡することが困難である。旧商法・ロエスレル草案も、合計10回近くの審議を経ており、同様である。そこで、原案から公布に至るまで、内容に基づいた対応表を作成し、条文の変遷の全体像を把握する。

条文は、最初にすべてテキストデータにする。情報処理技術を用いることで、差分を容易に把握できるようになり、対応表の作成や今後の研究を効率的に進めることができる。

(2) 明治商法における参照立法例の特定、収集、整備をおこなう。審議当時の外国商法典は、Oscar Borchardt, Die Handelsgesetze des Erdballs, Bd. 1-5, Nachtrag 1-3, 1884-1896にほぼ集約されており、当時もこの資料を参照したものと推定される。そこで、この資料を手がかりにして内容の特定をおこない、特定できたものについてテキストデータにして、条文案と連携する。また、民法の起草時には、和訳資料も参照したとされているため(福島正夫編『明治民法の制定と穂積文書「法典調査会穂積陳重博士関係文書」の解説目録および資料」(民法成立過程研究会、1956)41~42頁)、商法についても和訳資料をテキストデータ化し、対訳データとして整備する。

(3) 議事録と理由書のテキストデータ化を行い、テキストマイニングなどの分析手法を活用するための準備をする。明治民法については、立法理由書をテキストデータにして整備してあるため、明治商法でも、これとの比較検討に向けて、立法理由書をテキストデータ化する。

さらに、旧民法・明治民法・旧商法・明治商法に関する議事録をテキストデータ化する。議事録は、テキスト量が多く、目視により校正された正確なテキストデータを作成することは、本研究経費では実現できない。そこで、OCRしたデータに対して、一定の誤りパターンのみを処理した形でテキストデータを整備する。

(4) 整備したデータを元に、明治商法において、外国法がどのように取り入れられたかを具体的に明らかにする。その上で、既におこなった民法の参照状況と比較するほか、重複して参照している場合に、民法、商法、外国法の関係性について、分析をおこなう。また、民法と商法の比較分析として、法典論争において、重複・抵触とされた規定を網羅的に検証する。重複・抵触とされた規定は、民法と商法が交錯していた部分であり、両法の調整の過程について、議事録データを用いて明らかにする。

作成したデータは、データベースとして一般公開し、誰でも自由に利用することができるようにする。これにより、本研究は、さらなる法学研究の資源・基礎資料となる。日本の西欧法継受の資料は、国際的に見ても非常に価値が高く、発信の意義は大きい。

4. 研究成果

(1) データの作成と公開

旧商法に関して、以下のテキストデータを作成した。各起草段階の条文案（ロエスレルが起草した草案の和文及び独文、商社法の元老院下付案および成案、『商法草案』等）各条文案に対応する英訳・独訳資料（商社法の独訳および英訳資料（Handelsgesellschaftsordnung / Commercial Companies and Associations Act）、旧商法の英訳資料（司法省記録課『Commercial Code』））、旧商法に関する計 335 回の議事録、ロエスレル草案の起草理由書（Entwurf eines Handels-gesetzbuches für Japan mit Commentar）及びその和訳（『ロエスレル氏起稿商法草案』）

条文案のデータ（上記）を用いて変遷過程を検討し、条文の対応関係を明らかにした。さらに、上記～のデータを XML データ化し、条文案と紐づけた。これらのデータを、独自に開発したデータベースシステムである「法律情報基盤」(<https://law-platform.jp/>)に登録した。「法律情報基盤」では、時系列で条文の変遷と関連資料を、条文ごとに閲覧できる。このシステムを通じて、旧商法の各段階の条文案の変遷と、その条文案と関連する資料・議事録を対照して閲覧できるようにした（<https://law-platform.jp/acts/123032>）。

明治商法に関して、参照立法例として示されている外国法が具体的にどの法律・条文を指しているかを特定し、該当法令のテキストデータを作成した。また、明治商法の独訳資料（ボルヒャルトの Die Handelsgesetze des Erdballs（地球の商法典）に掲載）と英訳資料（レーンホルムの The commercial code of Japan and the law concerning its operation に掲載）のテキストデータを作成した。さらに、明治商法の立法理由書（『商法修正案参考書』）と、明治商法に関する計 129 回の議事録データを作成した。作成したこれらのデータを「法律情報基盤」に登録し、明治商法の条文案と対照して閲覧できるようにした（<https://law-platform.jp/acts/132048d>）。

明治民法・旧民法に関しても、議事録データを作成した。さらに、旧民法については、プロジェクトの起草理由説明部分や、『民法理由書』（エクスPOSE）のテキストデータ化をおこなった。これらのデータも「法律情報基盤」に登録し、条文案と対照して閲覧できるようにした。

商法研究者との意見交換により、商法制定後の改正についても、立法過程と同様に整備していく必要性が高いことがわかった。そこで、明治 44 年改正に関して、日本学術振興会が作成した『第二次法律取調委員会 商法中改正法律案 議事速記録』のテキストデータ化を行った。また、昭和 13 年改正に関して、『諮問第一号（商法改正ノ要綱）二関シ商法第一編総則及第二編会社二関スル改正要綱答申ノ件』と『諮問第一号商法改正ノ要綱二関シ商法中第三編（商行為）及第五編（海商）二付改正要綱答申ノ件』のテキストデータ化をおこなった。

(2) 「法律情報基盤」の機能追加

本データベースは、法律ごとに独立している仕組みとなっていた。そのため、明治民法が旧商法の条文を参照しているような場合に、その旧商法の条文の沿革まで調査するためには、旧商法のデータベースを開き直すという手間が必要であった。参照先の該当条文の条文沿革を開くことができるように改良することで、法律間をシームレスに行き来できるようにした。これにより、相互に関係する規定間の沿革を、より効率よく調査できるようになった。

前記（1）で示したように、閲覧できる資料を膨大に増やしたため、データベースのユーザーインターフェイスの見直しなど、システムの改良も行なった。

以上のシステム改良と資料の充実により、データベースへのアクセス数は、システム改良前の 6 倍以上と大幅に増加した。

(3) テキストマイニングによるデータ分析

明治民法と参照立法例の関係を網羅的に明らかにするために、類似度という指標を用いた分析を試みた。これまで、参照対象法令を特定し、参照回数を網羅的に分析してきたが、さらに、内容的な同一性も考慮して検討しようとするものである。具体的には、フランス語で入手できる当時の参照立法例の条文を対象に、自然言語処理技術を用いて網羅的に比較し、類似性の定量的な評価をおこなった。実験の結果、このアプローチが有効に機能する面があることが明らかになった。「参照」としている立法例の中には、異なる主義の考え方をとっている立法例も含まれており、「参照」の意味のあいまい性が大きいことも、この分析から明らかとなった。類似度は、数値的に示される客観的な指標であるため、明治民法と明治商法の関係を検討する際にも、このアプローチは有効であると考えられる。

参照立法例は、一つの条文案に対して、平均 6 箇所以上の国・地域が示されている。それらすべての組み合わせについて、類似度の数値を単純に並べても、全体の様子を把握することは難しい。そこで、類似性に基づく関係性を可視化した（図 1）。可視化した図のいくつかを確認したところ、外国法との関係に関する既存の説明と一致し、有用性が高いことがわかった。この成果を国際学会にて報告した。

しかし、議事録に関するテキストマイニングについては、課題が残った。研究の方法で述べたように、本研究で作成した議事録テキストは、OCR したデータに対して、一定の誤りパターンのみを処理したデータである。このデータでも、人間が読んでその内容の概要を捉えることは、十

分にできる。キーワード検索して関連部分を探し当てるといふことにも使うことができる。「法律情報基盤」は、国立国会図書館デジタルコレクションへのリンクを用いて、原典画像を簡単に確認できるようにしているため、通常の読解には十分な役割を果たす。しかし、テキストマイニングでは、OCRの誤りの影響が非常に大きく出てしまい、有効な分析をすることができなかった。なお、本研究期間の終了前後において、国立国会図書館の高精度OCR事業や、自然言語処理に関するChatGPTなど、OCRの誤りの改善が期待できる技術が登場してきていることを付記しておく。

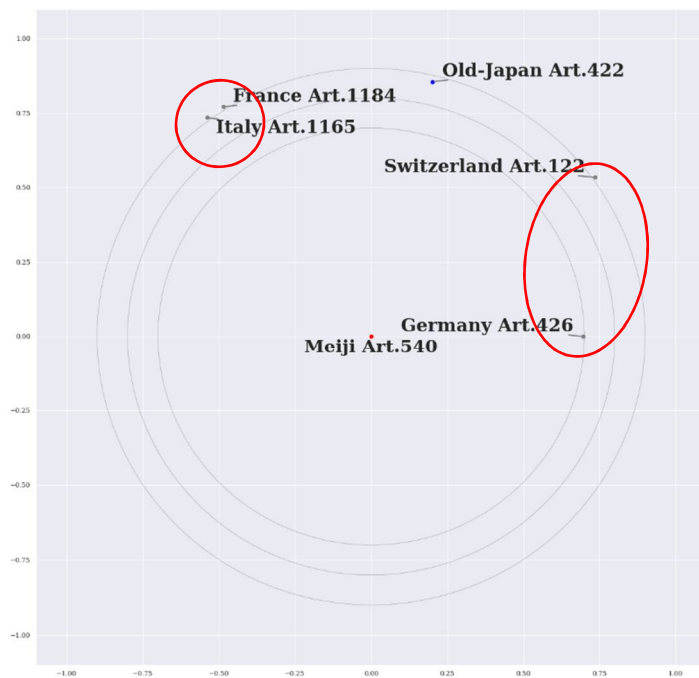


図1 明治民法540条の参照立法例の類似度を可視化した。明治民法540条は、ドイツと最も類似度が高く、スイスも同様のグループに属する。フランス・イタリアは、それとは違うグループに属していることが読み取れる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 佐野 智也、外山 勝彦、増田 知子
2. 発表標題 近代日本の法律・勅令を踏まえた法令標準XMLスキーマの提案
3. 学会等名 デジタルアーカイブ学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kaito Koyama, Tomoya Sano and Yoichi Takenaka
2. 発表標題 The legislative study on Meiji civil code by machine learning
3. 学会等名 Fifteenth International Workshop on Juris-informatics (JURISIN 2021) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐野智也
2. 発表標題 条文沿革データベースの構築
3. 学会等名 商法総則商行為法研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 竹中要一, 佐野智也
2. 発表標題 計算機による法条文の自然言語解析
3. 学会等名 法とコンピュータ学会第2回小グループ研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 小山凱丈, 佐野智也, 竹中要一
2. 発表標題 明治民法と各国民法との条文類似関係にもとづく立脚点の解析
3. 学会等名 言語処理学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 沖野 眞巳、笠井 修、錢 偉栄 編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 880
3. 書名 比較民法学の将来像	

〔産業財産権〕

〔その他〕

法律情報基盤 https://law-platform.jp/ 日本研究のための歴史情報 https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/ 民法史研究会 https://researchmap.jp/community-inf/History-of-Japanese-Civil-Code

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------